証券コード　２４９９
平成28年３月11日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目２番１号
日本和装ホールディングス株式会社
代表取締役社長　吉　田　重　久

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月29日（火曜日）午前11時
（受付開始時刻は午前10時を予定しております。）

２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第30期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第30期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項等
「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（50頁から51頁）をご参照ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.wasou.com/profile/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループが仲介を行う着物業界におきましては、作り手の高齢化など依然として課題は多く残るものの、経済産業省の和装振興研究会が「きものの日」の設定を提言するなど、和装文化の再興に向けた明るい兆しも伝えられております。

このような業界環境のなか、当連結会計年度における当社グループの事業は次のとおり経過しました。

当連結会計年度における当社グループは、経営資源を大都市圏に集中させる目的で、営業拠点を29拠点から15拠点へと統廃合して運営して参りました。

毎年、春と秋に開講している「無料きもの着付教室」の新規受講者については、４年ぶりに有名タレントを起用した広告を展開することで、企業認知度の向上と受講者数の増加を図りました。また、１クラス当たりの定員を少人数にした個別指導の体制をとることで、よりきめ細かな教室運営に注力しました。この結果、春、秋ともに計画の受講者数を達成し、カリキュラムに組み込んだ販売機会による取扱高も、ほぼ計画通りに推移しました。

「無料きもの着付教室」の卒業生（会員様）を対象としたイベントでは、前連結会計年度までの実績で人気の高かったイベントに絞り込んで開催し、コストバランスを意識した運営に注力しました。また、統廃合により拠点を閉鎖した地域では、会員様へのアフターフォローを兼ねたイベントを実施し、小規模ながらも取扱高の増加に寄与しました。

連結子会社については、株式会社はかた匠工芸（博多織の製造販売業）にて、前連結会計年度に出店した「男きもの専門店ＳＡＭＵＲＡＩ」を中心に、男きもの市場の拡大に努めました。現時点では連結業績を押下げる要因になっておりますが、市場開拓のための先行投資の段階と捉えております。日本和装クレジット株式会社（当社グループのお客様向けショッピングローン事業）では、業容の拡大よりも、安定した代金回収に注力し、業績は堅調に推移しました。海外子会社においては、ベトナムでの縫製事業が軌道に乗り、連結業績の向上に寄与しました。

以上の営業活動により、売上高については、統廃合による営業拠点数の減少が主な理由で4,978百万円（前期比13.8％減）となりました。

利益面では、株式会社はかた匠工芸の損失（営業損失20百万円）が影響したものの、営業拠点数の減少に伴う固定費の減少や、会員様向けのイベントで効率的な運営に注力したこと等が奏功し、販売費及び一般管理費が減少したことから、営業利益は241百万円（前期は営業損失294百万円）となりました。

営業外損益では、日本和装クレジット株式会社の運転資金の借入金利息を40百万円計上、資金調達手数料として支払手数料を36百万円計上した一方で、海外子会社に対する貸付金の回収に伴う為替差益5百万円を計上したこと等から、経常利益は160百万円（前期は経常損失401百万円）となりました。

特別利益では、固定資産売却益41百万円を計上しました。これは、会員様向けゲストハウスの建築予定地として、平成22年12月に取得した神奈川県鎌倉市の土地を売却したことによります。一方で、特別損失では、店舗閉鎖損失21百万円を計上しました。これは、平成23年11月にタイ王国に設立したNihonwasou(Thailand)Co.,Ltd.を縮小し、海外における縫製事業の拠点をベトナムに集約したこと等によるものです。

法人税等は、法人税、住民税及び事業税を22百万円、法人税等調整額56百万円を計上するとともに、過年度法人税等30百万円を計上したことにより、109百万円（前期はマイナス91百万円）を計上しました。

これらの結果、当期純利益は71百万円（前期は当期純損失503百万円）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社子会社である日本和装クレジット株式会社は、ショッピングローン事業の運転資金の確保を目的に、平成27年９月に、株式会社りそな銀行と総額５億円の相対型コミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 27 期 (平成24年12月期)	第 28 期 (平成25年12月期)	第 29 期 (平成26年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高(千円)	5,467,015	6,056,050	5,776,497	4,978,997
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△327,679	434,314	△401,300	160,882
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△233,875	236,149	△503,446	71,303
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	△2,598.04	26.23 (注)	△55.93	7.92
総資産(千円)	5,442,006	8,166,214	7,735,703	6,310,471
純資産(千円)	2,651,640	2,840,541	2,212,901	2,245,385
1株当たり純資産額　(円)	29,425.34	312.24 (注)	245.19	248.47

(注) 当社は平成25年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、第28期（平成25年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社はかた匠工芸	百万円 108	% 77.2	織物の製造及び販売
日本和装クレジット株式会社	100	100	割賦販売斡旋業、金銭貸付業
Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社	50	100	海外子会社株式の保有及び経営管理

(4) 対処すべき課題

① コスト管理の徹底

過去の業績赤字では、売上高の増強を狙った販売会の追加開催に伴う経費の計上により、当初経費予算をオーバーしたことが主因となりました。そのため、当連結会計年度においては、コスト管理の徹底を対処すべき課題とし、特に会員様向けのイベントにて、コストバランスを意識した運営に注力しました。

今後も、当初予算策定時にイベントごとに計上された関連経費の範囲内での運営に努めるとともに、きめ細かい損益管理を徹底して参ります。

② 顧客満足度の向上

セミナーでの売上を伸ばすためには、授業における顧客満足度の向上が重要であると考え、お客様一人ひとりが手厚い講義を受けられる、個別指導の授業体制を整えております。お客様との対話を深め、それぞれのニーズを的確に捉えることで、セミナーでお客様にご満足いただける販売仲介

ができるものと考えております。また、ひとりでも多くの方が、途中退講されることなく卒業できるようサポートを充実させることで、将来の会員様として長いお付き合いに繋げる努力をして参ります。

③　企業認知度の向上

企業認知度の向上は、「無料きもの着付教室」の新規受講者数の増加や、お客様からの信用度・愛着度の向上、ひいては、従業員が当社で働くことの喜びを引き出すことに繋がると考えております。既に、当社コマーシャルに有名タレントを起用することで、企業認知度の向上を図っておりますが、今後は更に広報活動を充実させて参ります。

④　コーポレートガバナンス体制の強化

当社のみならず子会社を含めた企業グループとして相応しいコーポレートガバナンス体制のあり方を追求していく所存です。引き続き、社外役員の活用により経営の透明性・客観性を高めるべく努力を行って参ります。

⑤　男きもの市場の開拓

きもの市場の中でも男性向けきもの市場は、大いに開拓の余地があると考えております。既に、当社グループでは「男きもの専門店ＳＡＭＵＲＡＩ」を出店することで、小売市場に進出しておりますが、引き続き、男性がきものを着る機会の創出や、男きもののＰＲを充実させて参ります。

平成28年度の当社コマーシャルに、きもの姿の男性タレントを起用したことは、男きもののＰＲを兼ねた戦略です。日本和装事業で開拓して参りました女性きもの市場との相乗効果を期待した、きもの市場の拡大を目指す所存です。

⑥　きもの文化に関する機運の捕捉

経済産業省の和装振興研究会が平成27年６月16日に発表した報告書には、「きものの日」を設定すること等、和装振興に関する提言がありました。また、４年後の東京五輪開催に向け、きものを含む日本文化への関心の高まりは、きもの関連事業を主とする当社グループにとって、またとないチャンスと捉えております。

これら、きもの文化に関する機運を逃さず、更に醸成させる事業戦略で、当社グループの業績伸張を目指して参ります。

⑦　和服のユネスコ無形文化遺産登録

当社グループでは、特定非営利活動法人「和服を世界遺産にするための全国会議」と連動し、和服をユネスコ無形文化遺産へ登録することを目指した活動を展開しております。和食が無形文化遺産に登録された例に倣えば、当該業界における経済効果は著しいものと考えます。引き続き、多くの人々がきもの姿で集まる機会の創出や情報発信、賛同の署名活動や行政への働きかけを進めて参ります。

⑧　海外事業展開の見直し・整理

当社グループは、和服の縫製事業と、和服を利用した家具の製造販売事業を主たる目的とした海外子会社を展開しております。縫製事業においては、ベトナムにて順調に業容を拡大しておりますが、その他の海外事業では、引き続きの見直し・検証が必要だと考えております。

⑸ 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは主として次の事業を行っております。

① 和服及び和装品の販売促進の企画並びに販売代理業
② 和服及び和装品の売買契約の仲介業務
③ 着物の仕立て、縫製、クリーニング業
④ 和装、縫製の教育指導
⑤ 織物の製造及び販売業
⑥ 割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
⑦ 通信販売業務
⑧ 和服縫製に関する生産管理コンサルティング
⑨ 和服を利用した家具等の企画デザイン及び生産管理コンサルティング

⑹ 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

当社本社　東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

事業所　当社　14局

	東京局（東京都）	新宿局（東京都）
	さいたま局（埼玉県）	千葉局（千葉県）
	横浜局（神奈川県）	静岡局（静岡県）
	浜松局（静岡県）	名古屋局（愛知県）
	大阪局（大阪府）	神戸局（兵庫県）
	岡山局（岡山県）	広島局（広島県）
	高松局（香川県）	福岡局（福岡県）

当社きものサービスセンター　３事業所
糸の匠センター（京都府）、日本和裁技術院（京都府）
きものリフレッシュセンター（京都府）

当社お客様サポートセンター（お客様相談室）（東京都）

工場　株式会社はかた匠工芸（福岡県）

店舗　男きもの専門店ＳＡＭＵＲＡＩ　２店（東京都、京都府）
伊達☆プレイス（宮城県）
トキメキ♡ファーム（新潟県）

（注）平成27年12月末をもちまして品川局は東京局へ統合いたしました。

⑺ 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区　　分	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
き　も　の　関　連	94　(78) 名	△30　(△11) 名
全　社　(　共　通　)	24　(13)	2　(　2) 名
合　　計	118　(91)	△28　(△9) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。）は、（　）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
113 (78) 名	△28 (△8) 名	43.2歳	4.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。）は、（　）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	608百万円
株式会社りそな銀行	558
株式会社三井住友銀行	301

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成27年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 33,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 9,002,000株

⑶ **株主数** 11,181名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
吉田重久	5,485,300株	60.93%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	250,000	2.77
日本和装加盟店持株会	230,000	2.55
日本和装ホールディングス社員持株会	225,900	2.50
日本和装講師持株会	37,200	0.41
となみ織物株式会社	36,000	0.39
高木啓貴	35,500	0.39
篠原裕和	35,019	0.38
橋本茂	32,000	0.35
在間文人	27,600	0.30

（注）1．自己株式はありません。

2．持株比率は、小数第３位以下を切り捨てて表示しております。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第８回ストックオプション	第８回ストックオプション 第３回割当
発行決議日		株主総会：平成26年３月28日 取締役会：平成26年３月28日	株主総会：平成26年３月28日 取締役会：平成27年３月26日
新株予約権の数		50個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　5,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり27,100円 （１株当たり271円）	新株予約権１個当たり26,700円 （１株当たり267円）
権利行使期間		平成28年３月29日から 平成30年３月28日まで	平成29年３月28日から 平成30年３月28日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：　40個 目的となる株式数：　4,000株 保有者数：　4人	新株予約権の数：　400個 目的となる株式数：　40,000株 保有者数：　4人
	社外取締役	新株予約権の数：　10個 目的となる株式数：　1,000株 保有者数：　1人	－

（注）行使の条件は以下のとおりであります。

１．新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。

２．新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

３．新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第8回ストックオプション 第3回割当
発行決議日		株主総会：平成26年３月28日 取締役会：平成27年３月26日
新株予約権の数		1,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　140,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり26,700円 （1株当たり267円）
権利行使期間		平成29年３月28日から 平成30年３月28日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：　1,390個 目的となる株式数：　139,000株 交付者数：　62人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：　10個 目的となる株式数：　1,000株 交付者数：　1人

（注）行使の条件は以下のとおりであります。

1．新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。

2．新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

3．新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田　重久	営業本部長　（注）1
取締役	藤永　新一	加盟店担当
取締役	菅野　泰弘	管理本部長
取締役	佐藤　正樹	ＰＲ担当
取締役	小熊　康宏	営業担当
取締役（社外）	荻原　純一	株式会社コムネット 代表取締役社長 （注）4
常勤監査役（社外）	小田　孝志	（注）2
監査役（社外）	二反田　友次	二反田公認会計士事務所 代表 （注）3
監査役（社外）	三好　豊	森・濱田松本法律事務所 弁護士

（注）1．代表取締役社長吉田重久氏は、日本和装クレジット株式会社、日本和装ダイレクト株式会社及びNihonwasou International Business Head Quarter株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

2．常勤監査役小田孝志氏は、前常勤監査役が辞任し監査役の法定員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所の決定に基づき、平成27年７月27日付けで仮監査役に就任したものです。

3．監査役二反田友次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．取締役荻原純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 事業年度中に退任した監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松本　順一朗	平成27年６月30日	辞任	常勤監査役

（注）辞任の理由は、長期療養が必要な健康状態であることから、松本順一朗氏より辞任の申し出があったためです。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1)	73百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	10 (10)
合計 （うち社外役員）	10 (5)	83 (11)

（注）１．上記には、平成27年６月30日に辞任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

２．臨時株主総会の決議（平成18年４月23日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く。）は年額300百万円であり、臨時株主総会の決議（平成15年10月16日改定）による監査役報酬限度額は年額50百万円であります。

３．上記報酬等の額のうち、取締役の報酬等の額には平成26年３月28日開催の第28期定時株主総会決議に基づき発行された新株予約権の費用計上額０百万円が含まれております。

４．代表取締役社長吉田重久氏の報酬につきましては、平成26年11月から報酬月額の40％を減額しております。その他取締役（社外取締役を除く）４名の報酬につきましては、平成27年１月から報酬月額の10％を減額しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役荻原純一氏は、株式会社コムネットの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役二反田友次氏は、二反田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役三好豊氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	荻原　純一	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、数多くの企業のコンサルティングにより培われた実務経験と幅広い人脈に基づく実践的な視点で、当社の経営全般の意思決定に資する発言を行っております。
常勤監査役	松本　順一朗	平成27年6月30日の辞任までに開催された当事業年度の取締役会10回、監査役会10回のすべてに出席し、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行いました。
常勤監査役	小田　孝志	平成27年7月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会６回、監査役会６回のすべてに出席し、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。
監査役	二反田　友次	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に会計監査に関する発言を行っております。
監査役	三好　豊	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会のすべてに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。

（注）上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第２項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

③　責任限定契約の内容の概要

常勤監査役松本順一朗氏（平成27年６月30日辞任）、監査役二反田友次氏及び監査役三好豊氏と当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、コンプライアンスの問題について、法令及び諸規則等の遵守についての考え方を関係諸規程に反映させることとし、その運用に全社を挙げて取り組んでおります。

コンプライアンスに関する意識の向上と実践を求めることを目的に、各種テーマを設けて定期的に研修を開催し周知徹底を図っております。

さらに、コンプライアンスに関する問題への対応強化を目的とし、責任者として取締役管理本部長を任命し、内部監査室とともに、当社グループのコンプライアンスの問題を日常業務レベルで監視する体制となっております。

内部監査は子会社も含めた全部署を対象に業務監査を計画的に実施しております。

内部通報制度規程に基づき、取締役や使用人の不正を発見した場合など、法令遵守に係る違反事実等を、通常の伝達ラインとは別に設けております。

その他、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士、監査法人及びコンサルタント等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できる体制となっております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々なリスクの軽減及び回避のためリスク管理に必要な体制を整備し、諸問題発生時においては、情報の把握、集約及び共有化を図る観点から社内情報共有サイトのトップページに関連情報を掲載するとともに、担当取締役の指示のもと、問題解決に向けての行動が即時に執られる体制となっております。また、当該リスクの顕在化によって経営に与える影響が小さくないと判断された場合は、速やかに取締役会において必要な対策を検討する体制となっております。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び監督については取締役会が行い、また取締役会では、社外取締役や社外監査役を含め、自由闊達な議論を重ねております。また、当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にし、当社グループの取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めております。

なお、取締役会は、原則として毎月１回開催されており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、また、子会社の総務及び人事並びに経理及び財務の機能を当社の管理本部が担うことにより、当社の企業集団における業務の適正を確保することに努めております。

さらに取締役会で担当役員が当社子会社の業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また当社内部監査室が当社子会社へのモニタリング、監査を強化することにより当社グループ全体における適正な業務の運営を推進して参ります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議することといたします。また、監査役が指定する補助すべき期間は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととといたします。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役３名のうち１名が常勤監査役として当社グループの動きを常時監視できる体制をとっており、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から必要に応じて随時報告を受ける体制となっております。

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者に対して不利益な取扱いを禁じております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長は、必要に応じて面談し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めております。また、取締役及び使用人は、監査役が必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないこととなっております。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、一般社団法人日本経済団体連合会が定めた「企業行動憲章」の精神に則り、反社会的勢力との絶縁に努めております。

暴力団等の反社会的勢力への対応責任者として取締役管理本部長を任命し、管理本部内に専任者を置いて、公安委員会等が実施する講習会を受講するなど、問題を処理できる人材の育成に努めております。

各契約企業、加工業者及び小物メーカーの新規の取引開始、業務委託契約時など外部の者との継続的な取引を開始するにあたっては、専用の調査システムを用い、必要に応じて民間の調査機関に委託して反社会的勢力との繋がりがないかを調査しております。

暴力団又は暴力団員と思しき者からアプローチがあった場合は、直ちに対応責任者に報告されるシステムを構築しております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従って実施することとしております。

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従うこととしております。

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備や重大な欠陥の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努めることとしております。

経営者に求められている有効な内部統制の整備及び運用並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐する組織を設けて万全の対応をとることとしております。

⑵ 当事業年度における運用状況の概要

① 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また、新規の取引開始・使用人の雇用等において、反社会的勢力との繋がりがないことを確認いたしました。

② 監査役会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と双方向的な情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングするとともに、常勤監査役においては、当社グループの各拠点に赴き内部統制の整備・運用状況を確認いたしました。

③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ コンプライアンスに関する意識の向上と実践を求めることを目的とした社員教育を実施いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,329,166**	**流動負債**	**2,988,564**
現金及び預金	1,299,387	営業未払金	38,110
営業未収入金	257,568	短期借入金	2,189,616
割賦売掛金	3,045,111	1年内償還予定の社債	100,000
たな卸資産	120,448	未払金	82,823
前払費用	162,571	未払費用	68,638
繰延税金資産	3,459	未払法人税等	14,032
未収入金	378,512	未払消費税等	27,079
その他	106,911	前受金	202,355
貸倒引当金	△44,804	営業預り金	8,643
固定資産	**981,305**	割賦利益繰延	189,366
有形固定資産	**418,751**	リース債務	20,032
建物	270,031	その他	47,865
土地	124,742	**固定負債**	**1,076,521**
その他	23,977	社債	50,000
無形固定資産	**119,950**	長期借入金	952,892
投資その他の資産	**442,603**	リース債務	65,104
投資有価証券	14,101	その他	8,524
敷金及び保証金	306,147	**負債合計**	**4,065,085**
繰延税金資産	105,930	**(純資産の部)**	
その他	16,423	**株主資本**	**2,249,308**
		資本金	**459,634**
		資本剰余金	**336,487**
		利益剰余金	**1,453,185**
		その他の包括利益累計額	**△12,562**
		為替換算調整勘定	△12,562
		新株予約権	**8,640**
		純資産合計	**2,245,385**
資産合計	**6,310,471**	**負債純資産合計**	**6,310,471**

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,978,997**
売上原価		**526,577**
売上総利益		**4,452,419**
販売費及び一般管理費		**4,211,169**
営業利益		**241,249**
営業外収益		
受取利息	269	
為替差益	5,828	
その他	7,351	13,449
営業外費用		
支払利息	44,933	
支払手数料	36,493	
固定資産除却損	253	
その他	12,135	93,816
経常利益		**160,882**
特別利益		
固定資産売却益	41,836	41,836
特別損失		
店舗閉鎖損失	21,855	21,855
税金等調整前当期純利益		**180,863**
法人税、住民税及び事業税	22,709	
過年度法人税等	30,293	
法人税等調整額	56,557	109,559
少数株主損益調整前当期純利益		**71,303**
当期純利益		**71,303**

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	459,634	336,487	1,426,892	2,223,014
当期変動額				
剰余金の配当			△45,010	△45,010
当期純利益			71,303	71,303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	－	26,293	26,293
当期末残高	459,634	336,487	1,453,185	2,249,308

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△15,862	△15,862	5,749	2,212,901
当期変動額				
剰余金の配当				△45,010
当期純利益				71,303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,299	3,299	2,890	6,190
当期変動額合計	3,299	3,299	2,890	32,483
当期末残高	△12,562	△12,562	8,640	2,245,385

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　9社

連結子会社の名称　日本和装クレジット株式会社
株式会社はかた匠工芸
日本和装ダイレクト株式会社
Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社
NIHONWASOU USA,INC.
Nihonwasou(Thailand)Co.,Ltd.
NIHONWASOU VIETNAM Co.,Ltd.
Nihonwasou Trading Co.,Ltd.
NIHONWASOU FRANCE SAS

②　非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称　株式会社メインステージ

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法適用の関連会社数　該当事項はありません。

②　持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称　株式会社メインステージ

持分法を適用しない理由　持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

持分法を適用していない非連結子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算月の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法を採用しております。

製品及び仕掛品

移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	3	～	29　年
そ の 他	2	～	8　年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

売上高の計上基準	各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づく手数料売上高は、当社の受託業務が完了した日に計上しております。 割賦販売斡旋に基づく収益は、支払期日到来の都度計上しております。なお、支払期日到来の割賦債権に対応する未経過利益は割賦利益繰延として、繰延処理しております。
従業員の退職金制度について	当社及び国内連結子会社の従業員の退職金制度については、公益財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。 また、在外連結子会社については、従業員の退職金制度を設けておりません。
消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑸　追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から平成28年１月１日以降に開始する連結会計年度より33.1％に、また平成29年１月１日以降に開始する連結会計年度より32.3％に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

割賦売掛金	269,864千円
土地	63,762千円

②　担保に係る債務

短期借入金	189,958千円
長期借入金	81,220千円
合計	271,718千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　359,377千円

３．連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,002,000株	－株	－株	9,002,000株

⑵　自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年３月27日定時株主総会	普通株式	27,006	3	平成26年12月31日	平成27年３月30日
平成27年７月31日取締役会	普通株式	18,004	2	平成27年６月30日	平成27年９月14日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年３月29日開催の第30期定時株主総会の議案として、期末配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額　　18,004千円
配当の原資　　利益剰余金
１株当たり配当額　２円
基準日　　平成27年12月31日
効力発生日　　平成28年３月30日

⑷　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日において、権利行使期間の初日が到来している新株予約権がないため、該当事項はありません。

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、短期的な運転資金については主に銀行借入等により調達する方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業未収入金及び割賦売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。また、短期借入金、長期借入金及び社債は、流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権のうち営業未収入金については、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収が遅延した場合には督促など早期回収のための取り組みが行われております。割賦売掛金については、信用情報機関への照会により回収可能性を検討したうえで与信を行っております。また、敷金及び保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、入居後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループにおける資金管理は当社が集中的に行っており、それらの情報を基に資金繰り管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価のうち、市場価格がないものについては、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	1,299,387千円	1,299,387千円	－千円
⑵営業未収入金	257,568		
貸倒引当金	－		
営業未収入金（純額）	257,568	257,568	－
⑶割賦売掛金	3,045,111		
貸倒引当金	44,804		
割賦売掛金（純額）	3,000,307	2,968,827	△31,479
⑷未収入金	378,512	378,512	－
⑸敷金及び保証金	306,147	304,558	△1,589
資産計	5,241,923	5,208,854	△33,069
⑴短期借入金(注) 1.	778,000	778,000	－
⑵未払金	82,823	82,823	－
⑶社債　　(注) 2.	150,000	150,789	789
⑷長期借入金(注) 3.	2,364,509	2,363,904	△605
負債計	3,375,332	3,375,516	184

(注)　1．1年以内に返済予定の長期借入金を含めておりません。

2．1年以内に償還予定の社債を含めております。

3．1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

４．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、⑵営業未収入金、⑷未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　割賦売掛金

期末現在の残高について、回収可能性を加味した元利金の見積キャッシュ・フローを新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

⑸　敷金及び保証金

期末現在の残高について、返還期日までのキャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値を時価としております。

負　債

⑴　短期借入金、⑵未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　社債

元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した金額を時価としております。

⑷　長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した金額を時価としております。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　248円47銭

⑵　１株当たり当期純利益　7円92銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,857,776**	**流動負債**	**526,635**
現金及び預金	1,131,108	営業未払金	9,490
営業未収入金	287,444	1年内償還予定の社債	100,000
前払費用	127,576	リース債務	20,032
関係会社短期貸付金	126,744	未払金	76,741
未収入金	114,024	未払費用	60,633
繰延税金資産	1,992	未払法人税等	9,229
その他	68,885	未払消費税等	12,390
固定資産	**995,064**	前受金	184,482
有形固定資産	**333,071**	営業預り金	8,643
建物	251,363	その他	44,992
車両運搬具	6,291	**固定負債**	**123,629**
工具、器具及び備品	14,436	社債	50,000
土地	60,979	リース債務	65,104
無形固定資産	**117,539**	その他	8,524
ソフトウエア	116,569	**負債合計**	**650,264**
その他	969	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**544,453**	**株主資本**	**2,200,173**
投資有価証券	10,000	**資本金**	**459,634**
関係会社株式	210,081	**資本剰余金**	**336,409**
敷金及び保証金	298,247	資本準備金	336,409
関係会社長期貸付金	55,097	**利益剰余金**	**1,404,129**
繰延税金資産	105,930	利益準備金	3,114
その他	194	その他利益剰余金	1,401,015
投資損失引当金	△80,000	繰越利益剰余金	1,401,015
貸倒引当金	△55,097	**新株予約権**	**2,402**
		純資産合計	**2,202,576**
資産合計	**2,852,841**	**負債純資産合計**	**2,852,841**

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,451,408**
売上原価		**422,615**
売上総利益		**4,028,793**
販売費及び一般管理費		**3,930,116**
営業利益		**98,676**
営業外収益		
受取利息	195	
その他	5,863	6,058
営業外費用		
支払利息	1,600	
為替差損	2,293	
支払手数料	453	
固定資産除却損	253	
その他	11,620	16,221
経常利益		**88,513**
特別利益		
固定資産売却益	41,836	41,836
特別損失		
店舗閉鎖損失	6,802	6,802
税引前当期純利益		**123,547**
法人税、住民税及び事業税	5,618	
過年度法人税等	30,293	
法人税等調整額	55,144	91,056
当期純利益		**32,491**

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	459,634	336,409	336,409	3,114	1,413,534	1,416,648	2,212,692	748	2,213,441
当期変動額									
剰余金の配当					△45,010	△45,010	△45,010		△45,010
当期純利益					32,491	32,491	32,491		32,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,653	1,653
当期変動額合計	－	－	－	－	△12,518	△12,518	△12,518	1,653	△10,865
当期末残高	459,634	336,409	336,409	3,114	1,401,015	1,404,129	2,200,173	2,402	2,202,576

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

その他の有価証券

時価のあるもの　　決算月の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	3	～ 29	年
車両運搬具		6	年
工具、器具及び備品	2	～ 8	年

②　無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、のれんについては、５年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　投資損失引当金　　関係会社に対する投資等に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　売上高の計上基準　　各契約企業と締結した販売業務委託契約に基づく手数料売上高は、当社の受託業務が完了した日に計上しております。

②　従業員の退職金制度　　従業員の退職金制度については、公益財団法人東法連特定退職金共済会の特定退職金共済制度に加入しており、従業員の将来の退職給付について追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

③　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑸ 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から平成28年１月１日以降に開始する事業年度より33.1％に、また平成29年１月１日以降に開始する事業年度より32.3％に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

⑴ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	72,554千円
短期金銭債務	1,446千円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額 334,836千円

⑶ 債務保証 2,335,281千円

日本和装クレジット株式会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高

売上高	481,316千円
仕入高	156,618千円
販売費及び一般管理費	49,038千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産から控除している金額（評価性引当額）は95,266千円であります。

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任	事業上の関係				
子会社	日本和装クレジット株式会社	100,000千円	割賦販売斡旋業、金銭貸付業	100（−）	3名	割賦販売斡旋業務に係る役務の受入れ	クレジット契約に基づく販売代金の精算	1,641,481（注）1	営業未収入金	66,087
						債務保証	銀行借入についての債務保証	2,335,281	−	−
子会社	Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社	50,000千円	海外子会社の株式保有と経営管理	100（−）	1名	資金の援助	資金の貸付	42,534	関係会社短期貸付金	112,158
子会社	NIHONWASOU USA,INC.	100千米ドル	米国でのきもの関連事業	100（−）	1名	資金の援助	資金の貸付	−	関係会社長期貸付金（注）3	55,097

（注）1．日本和装クレジット株式会社とのクレジット契約に基づく販売代金の精算金額及び営業未収入金の期末残高については消費税等を含んでおりますが、それ以外の取引金額及び期末残高には消費税等を含んでおりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 日本和装クレジット株式会社のクレジット契約に基づく販売代金の精算については、同業他社の取引条件を勘案して決定しております。

② 日本和装クレジット株式会社への債務保証については、保証料を収受しておりません。

③ Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社に対する貸付金については、無利息としております。

④ NIHONWASOU USA,INC.に対する貸付金については、無利息としております。

3．関係会社への長期貸付金に対し、55,097千円の貸倒引当金を計上しております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　244円41銭

⑵ 1株当たり当期純利益　3円61銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月19日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　次　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　畑　秀　和　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本和装ホールディングス株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本和装ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月19日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　次　男　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　畑　秀　和　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本和装ホールディングス株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月25日

日本和装ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　田　孝　志　㊞

監査役（社外監査役）　二反田　友　次　㊞

監査役（社外監査役）　三　好　　豊　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主尊重の立場から、株主利益を守り継続かつ安定した配当を実施することが経営の重要な要素であると認識しており、配当に対する基本的な考え方としております。

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は18,004,000円となります。
これにより、平成27年９月14日にお支払いいたしました中間配当金２円と合わせ、年間配当金は１株につき金４円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年３月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①公告の方法の変更

周知性の向上及び公告手続きの合理化のため、当社の公告の方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

②取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を２年から１年に短縮するものであります。

③取締役及び監査役の責任免除の変更

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役及び社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

④剰余金の配当等の決定機関の新設

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第44条及び同第45条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第10条、同第45条及び同第46条を削除するものであります。

⑤その他、条文の削除に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告の方法） 第４条　当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
第５条～第９条（条文省略）	第５条～第９条（現行どおり）
（自己の株式の取得）	
第10条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削　除）
第11条～第21条（条文省略）	第10条～第20条（現行どおり）
（任期）	（任期）
第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　（現行どおり）
第23条～第29条（条文省略）	第22条～第28条（現行どおり）
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第31条～第39条（条文省略）	第30条～第38条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第41条～第44条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第44条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
（剰余金の配当） 第45条　剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	（削　除）
（新　設）	（剰余金の配当の基準日） 第45条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（中間配当） 第46条　当会社は、取締役会の決議により、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削　除）
第47条（条文省略）	第46条（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よしだ　しげひさ 吉田　重久 （昭和37年11月８日生）	昭和61年７月　有限会社デリコ（現当社）設立 代表取締役 昭和62年11月　個人にて九州和装振興協会を創業 平成15年10月　株式会社ヨシダホールディングス （現当社）代表取締役社長 平成19年５月　日本和装クレジット株式会社 代表取締役社長（現任） 平成24年４月　株式会社メインステージ 代表取締役社長 平成24年10月　当社代表取締役社長兼営業本部長 （現任） 平成25年11月　日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役社長（現任） 平成26年９月　Nihonwasou International Business Head Quarter株式会社 代表取締役社長（現任）	5,485,300株
2	ふじながしんいち 藤永　新一 （昭和39年９月19日生）	昭和63年４月　株式会社二興　入社 平成８年11月　株式会社吉田商店（現当社）入社 平成20年４月　当社営業担当執行役員　営業部長 平成20年７月　当社取締役営業担当執行役員 平成21年４月　当社取締役営業本部長 平成21年６月　日本和装クレジット株式会社 取締役 平成21年10月　当社常務取締役営業本部長 平成23年１月　当社上席営業担当執行役員 平成24年10月　当社常務取締役営業企画担当 平成26年３月　当社専務取締役営業企画及び加盟店担当 平成27年１月　当社取締役加盟店担当（現任）	4,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かんのやすひろ 菅野泰弘 （昭和47年4月24日生）	平成10年４月　有限会社土井税務会計事務所　入社 平成12年４月　東北和装振興協会（現当社）入社 平成15年９月　株式会社吉田商店（現当社）監査役 平成15年12月　株式会社ヨシダホールディングス（現当社）入社 平成17年10月　当社取締役 平成20年４月　当社取締役経理担当執行役員 平成21年３月　日本和装クレジット株式会社取締役（現任） 平成21年４月　当社取締役管理本部長 平成24年２月　当社上席管理担当執行役員 平成24年３月　当社常務取締役管理本部長 平成27年１月　当社取締役管理本部長（現任）	6,900株
4	おぐまやすひろ 小熊康宏 （昭和48年3月27日生）	平成13年10月　中国和装振興協会（現当社）入社 平成24年１月　当社営業担当執行役員 平成26年３月　当社取締役営業担当（現任）	2,400株
※5	どうめんよしお 道面義雄 （昭和61年9月11日生）	平成20年７月　当社広島局　入社 平成28年１月　当社第五営業部　部長（現任）	300株
※6	おかだすすむ 岡田晋 （昭和42年4月7日生）	平成４年５月　トヨタファイナンス株式会社　入社 平成10年５月　住宅検査株式会社　代表取締役 平成15年６月　株式会社アイテックホールディングス　取締役最高財務責任者 平成16年５月　株式会社ステップス・パートナーズ代表取締役 平成18年６月　株式会社キューブシー　取締役最高財務責任者 平成19年８月　株式会社松風　代表取締役 平成20年６月　株式会社松風　シニアパートナー（現任） 平成28年１月　ＡＱＵＡＶＩＥ株式会社　取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※7	かた　やま　まさ　のり 片　山　昌　憲 （昭和51年３月７日）	平成11年４月　富士通アイネットワークシステムズ株式会社（現 富士通株式会社）　入社 平成14年11月　フューチャーアーキテクト株式会社　入社 平成15年２月　株式会社ライブドア　入社 平成19年２月　かざかフィナンシャルグループ株式会社　入社 平成21年11月　エキサイト株式会社　メンバーシップサービス本部 本部長 兼 マーケティング戦略室 室長（現任） 平成26年５月　株式会社地球の歩き方Ｔ＆Ｅ　社外取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．吉田重久氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
４．岡田晋氏及び片山昌憲氏は、社外取締役候補者であります。
５．岡田晋氏を社外取締役候補者とした理由は、数多くの企業のコンサルティングにより培われた実務経験と、財務に関する専門的知識や、幅広い人脈に基づく実践的な視点を、当社の経営全般の意思決定に有効的にいかしていただくためであります。
６．片山昌憲氏を社外取締役候補者とした理由は、ＩＴ関連企業での実務経験に基づく実践的な視点を、主に当社の営業活動に関する意思決定に有効的にいかしていただくためであります。
７．岡田晋氏及び片山昌憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
８．岡田晋氏及び片山昌憲氏が選任された際には、両氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

当社の常勤監査役でありました松本順一朗氏が、長期療養の必要な健康状態であることから平成27年６月30日付けで辞任したことにより、監査役の法定員数を欠く事になったため、平成27年７月27日付けで東京地方裁判所において、仮監査役として小田孝志氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会で後任監査役が選任されるまでとなっております。

つきましては、あらためて監査役として小田孝志氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おだ　たかし 小田　孝志 （昭和29年６月４日生）	昭和54年４月　コニカミノルタ株式会社　入社 平成６年10月　同社関連タイ販売会社　社長 平成16年10月　同社関連上海販売会社　社長 平成20年６月　同社関連物流会社　取締役 平成22年６月　同社関連販売会社　常勤監査役 平成25年６月　同社経営監査室監査企画グループマネジャー及び関連会社（４社）監査役 平成27年７月　当社常勤監査役（社外）（仮監査役）（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小田孝志氏は、社外監査役候補者であります。

３．小田孝志氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる事業会社での経験と、常勤監査役の経験に基づいて、取締役の職務の執行を監査していただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。

４．小田孝志氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８ヶ月となります。

５．小田孝志氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

⑴インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

⑵パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

⑷インターネットによる議決権行使は、平成28年３月28日（月曜日）午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、５．に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

⑴議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

⑶株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル　２階　東証ホール
電話番号（03）3666-1361

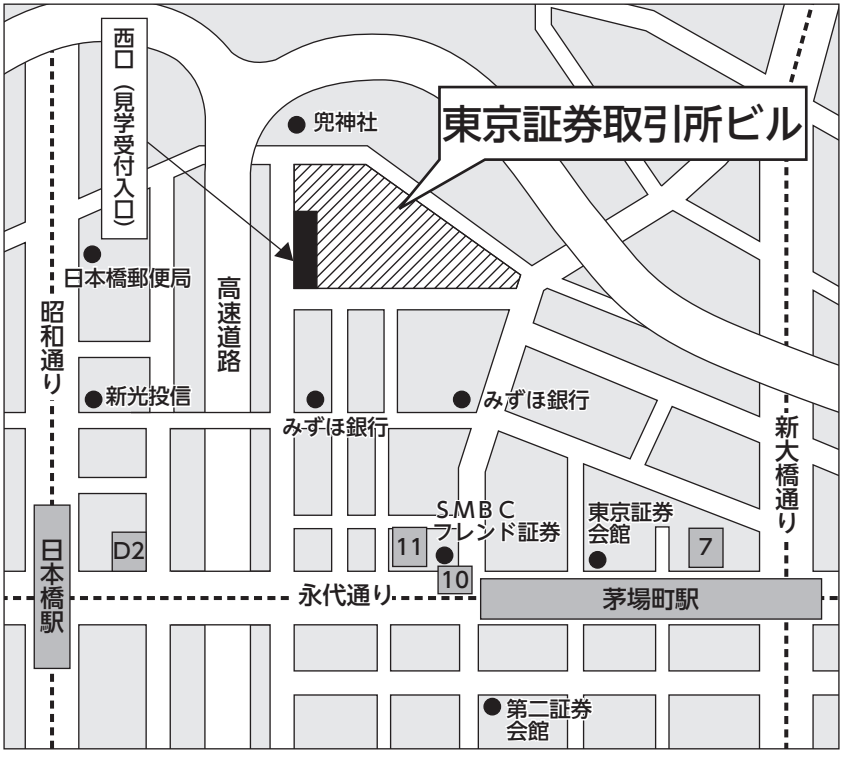

※西口（見学受付入口）からご入場ください。

会場最寄駅：東京メトロ東西線 茅場町駅（出口10、11）徒歩５分
東京メトロ日比谷線 茅場町駅（出口７）徒歩７分
都営地下鉄浅草線 日本橋駅（出口Ｄ２）徒歩５分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。